

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和 7 年 3 月 12 日（水） 午後 1 時

☆ 会 議 室 第 1 委員会室

☆ 協 議 事 項	結 果
1 議会モニターについて	左記のとおり
議会モニターから出された意見（2 月分：1 件）への回答について、正副委員長案を配付し、修正意見等があれば 3 月 19 日までに正副委員長へ連絡することとした。軽微な修正であれば、正副委員長一任とし、正副議長にも確認いただいた後、桐生市議会の回答として、前回の 2 月分の意見への回答と合わせて、ホームページへ掲載することとした。	
2 議会報告会・意見交換会について	左記のとおり
議会報告会・意見交換会の変更案について、議会報告会は、随時開催で議員全員が参加し、議会改革調査特別委員会で開催内容を決定すること、意見交換会は、各常任委員会で年 1 回を目安に実施し、各常任委員会で開催内容を決定すること、このほか議員全員で年 1 回を目安に意見交換会を実施し、議会改革調査特別委員会で開催内容を決定することが了承された。	
3 議会基本条例の検証について	左記のとおり
「桐生市議会基本条例検証報告書」について、前回の委員会で配布した正副委員長案が了承され完成となった。なお、議長には、正副委員長から報告及び提出することとし、全議員に対しては、配布をもって報告とすることとした。また、ホームページへの公開については、検証結果報告書の 16 ページ「まとめ」までを公開することとし、17 ページ以降の「検証実施要領」等は、既に公開されているため、改めては掲載しないこととした。	
4 議会改革実施計画の総括について	左記のとおり
「議会改革実施計画」に基づき実施してきた調査活動について、取り組んだ内容を確認し、「地方自治法第 92 条の 2 の改正に関する対応」については、来年度以降に協議を持ち越すこととなったが、その他の項目については、実施もしくは一定の結論に達することができ、所期の目的は概ね果たせたことを確認した。	
5 その他	左記のとおり
なし	